

島しょ部海底光ファイバーケーブル整備に関する今後の方針検討委員会設置要綱

令和8年1月14日付 7デ推つ第460号

(名称)

第1条 この会の名称は、「島しょ部海底光ファイバーケーブル整備に関する今後の方針検討委員会」(以下「委員会」という。)とする。

(目的)

第2条 委員会は東京都が「小笠原海底光ファイバーケーブル敷設による情報基盤整備、保守及び運用事業」及び「島しょ5村6島情報通信基盤整備事業、保守及び運用事業」により整備した海底光ファイバーケーブルを安定的に運用するための今後の方針を策定するため、次の項目について専門的な意見を聴取することを目的とする。

- (1) 自然災害リスクに対応した海底光ファイバーケーブル等の強靱化方針に関すること
- (2) 耐用年数を見据えた更新計画、運用中の課題解消に向けた方針に関すること
- (3) 島しょ地域における情報通信基盤の冗長化に関すること
- (4) 海底光ファイバーケーブルの点検手法及び補修方法、長寿命化のための維持管理手法に関すること

(事務局及び委員構成)

第3条 委員会には事務局を設置する。事務局は、東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部つながる東京推進課とし、委員会の事務を処理するものとする。

2 委員会は、東京都デジタルサービス局長が別途委嘱する委員をもって組織する。

(組織)

第4条 委員会には、委員長と副委員長を置くものとする。

- 2 委員長と副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。なお、第1回委員会は事務局が招集する。

- 2 事務局は、必要があると認めるときは、同条第1項の会議以外でも委員から直接意見を聴取することができるものとする。
- 3 事務局は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席又は、意見聴取を求めることができる。
- 4 委員会に出席又は意見聴取に協力した者に対しては、東京都の定める基準により謝礼金を支払うことができる。
- 5 委員会は、委員長が認める場合には、書面又は電子的な方法により意見聴取することができる。
- 6 委員会の資料及び議事録は、厳格管理情報や海底光ファイバーケーブルの位置が特定できる情報などの非公開とすべき事項を除き、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項、その他必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月14日より施行する。